

平成二十六年年度における防衛力整備内容のうちの  
主要な事項について

平成二十五年十二月二十四日  
国家安全保障会議決定

平成二十六年年度における防衛力整備内容のうち的主要な事項については、次のとおりとする。

- 一 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の改正を要する部隊の組織、編成又は配置の変更
- （一）航空総隊に航空戦術教導団（仮称）を新編する。
- （二）航空開発実験集団の所在地を狭山市から東京都に変更する。

二 自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更  
自衛官の定数を次のとおり変更する。

陸上自衛隊	四〇人減
海上自衛隊	二三人減
航空自衛隊	二四人減
共同の部隊	二六人増
統合幕僚監部	六人増
情報本部	三人増
内部部局	四〇人増

三 装備についての種類及び数量  
別表のとおり調達し、又は建造に着手する。

別表

航空自衛隊	海上自衛隊	陸上自衛隊	区分
戦闘機 (F-135A) 戦闘機 (F-115) 近代化改修 輸送機 (C-12)	哨戒ヘリコプター (SH-60K) 固定翼哨戒機 (P-1) 潜水艦救難艦 (五、六〇〇トン型) 掃海艦 (六九〇トン型) 潜水艦 (二、九〇〇トン型) 護衛艦 (五、〇〇〇トン型)	九六式裝輪装甲車 一三式地对艦誘導弾 〇三式中距離地对空誘導弾 一〇式短距離地对空誘導弾 中距離多目的誘導弾 一〇式戦車 九九式自走一五五mmりゅう弾砲	種類
一四機 二二機	四機 三機 一隻 一隻 一隻 一隻	一四個 一個 一四個 一七個 一三輛 一六輛	数量